

令和5年第4回定例会議案審査特別委員会会議録

令和5年12月4日 午後1時30分 開 議

出席委員

委員長	櫻井健一
副委員長	服部栄一
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博生
委員	久松公貞
委員	鈴木正広
委員	石澤更司
委員	鈴木直樹
委員	塚本有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋謙
市長公室長	横田茂
総務部長	中泉栄一
市民部長	根本和幸
保健福祉部長	幕内浩之
産業経済部長	松延孝之
産業経済部理事	高井淳
都市建設部長	廣原正則
上下水道部長	槌田浩幸
教育部長	坂本重男
消防長	片岡修
政策経営課長	貝塚裕行
総務課長	羽成英明

地域コミュニティ課長	松 延 克 彦
国保年金課長	豊 崎 良 憲
市民課長	小 山 久 生
社会福祉課長	山 口 浩 史
介護長寿課長	川原場 宗 徳
子育て支援課長	関 克 明
健康増進課長	田 中 英 昭
地域未来投資推進課長	石 毛 一 朗
農林水産課長	元 木 義 和
観光課長	斎 藤 隆 男
都市整備課長	篠 崎 政 彦
学校教育課長	仲 澤 勤
予防課長	鈴 木 博 行
財産総括室長	神 野 厚

出席書記名

議会事務局	宮 城 恭 子
議会事務局	川 原 場 智
観光課	小 室 宏 斗
子育て支援課	黒 岡 日菜子

議 事 日 程

令和5年12月4日（月曜日）午後1時30分 開 議

1. 議案等の審査

- (1) 議案第62号 かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- (2) 議案第63号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第64号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第65号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第66号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第67号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第68号 かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- (8) 議案第69号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- (9) 議案第70号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (10) 議案第71号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第72号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第73号 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (13) 議案第74号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について
- (14) 議案第75号 公の施設の区域外設置に関する協議について

開 会 午後 1時30分

○櫻井健一委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和5年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。

観光課、小室宏斗君、子育て支援課、黒岡日菜子君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定どおりであります。

なお、議案審査の関係資料については、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、令和5年第4回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。

審査いただく議案につきましては、全部で14件でございます。内訳といたしましては、条例に関する議案が7件、予算に関する議案が5件、その他の議案が2件でございます。

なお、各議案につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されますようお願い申し上げます。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけではなく、簡明な説明と答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第62号 かすみがうら市職員の公益的法人等の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

概要書1ページ、議案書も1ページとなります。

補足説明はございません。

○櫻井健一委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

新しい条例になっております。いろいろ書いてありますけれども、この条例を設けた意図ですね、それが十分分かりにくい。

また、この時期にこの条例を設けたこの必要性というか、そのことについて説明していただけますか。

○総務課長（羽成英明君）

議案の条例の目的というか、趣旨につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する条例や法律というのがございまして、それに基づくもので、公益的法人への職員派遣に関して必要なものを定めるということで、その根拠に基づいて条例を提案するものでございます。

また、この時期につきましてでございますが、この条例につきましては、県内では茨城県のほか39市町村で制定をされているような状況でございまして、かすみがうら市であっても、この条例について制定する必要があるというようなことで考えています。

また、経過等につきましては、昨年度については、社会福祉協議会等の事案等がございまして。

また、かすみがうら市商工会においては、昨年、今年度の途中から事務局長が不在のような状況でございまして、具体的に派遣するとかということはございませんけれども、協議をして、準備をしておく必要があるということで、この条例の制定を提案するものでございます。

○佐藤文雄委員

法律がもう既に制定されているという話ですが、これはいつ制定されていたんですか。

○総務課長（羽成英明君）

法律自体は、平成12年の法律第50号ということで制定されています。

○佐藤文雄委員

平成12年。随分前ですよ。

これは、そういう意味では、今になった時期というのは、今、お話があったように、社会福祉協議会での問題とか、商工会での事務局長が不在になってしまうとかっていう問題があったというお話だったと思うんですが、つまり市の職員を派遣することによって、いわゆるプロパーというか、最初にもう既

に社会福祉協議会で採用されている人について、一定程度のもう監視というか、そういうことができるという意図なんですか。

○総務課長（羽成英明君）

委員がおっしゃる部分もあるかと思いますが、社会福祉協議会につきましては、社会福祉協議会から市のほうへの派遣をすることができるという要綱が定めてございまして、研修生として社会福祉協議会から職員を派遣することの要綱は整備をしている状況でございますので、その辺の視点もございまして、条例を定めるというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

特に事務局長とかは、例えば退職されていくという人が多いと思うんですが、今、羽成課長が言ったように、特別、特段、今、この条例に基づいて派遣するという考え方というのは、執行するという意図はないと思うんですが、何かそういう意味では、とにかくいつでもこういう状況をつくっておきたいということ、というふうに理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（羽成英明君）

そういう状況をつくっておく必要があるかと考えているところと、あとまた、先ほど言われたように、退職した職員については、既に退職した職員を対象に商工会等に派遣するあつせんというか、そういった要綱も定めてございますので、退職した職員について整備されているというような状況でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等ございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

資料のほう、概要書のほうが2ページ、議案集7ページになります。

補足説明は、特にございません。

○櫻井健一委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

特定任期付職員の給与、改正前と改正後で大幅とは言えませんが、アップをしております。本市はこの特定任期付職員というのは、いるのでしょうか。

○総務課長（羽成英明君）

特定任期付職員で、この表にありますような、1条であります部分の給与を適用されている職員はございませんけれども、別の者で、この制度を使いながら一般職の給料の適用になっている者は2人在籍しているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

ちょっと分からないな。その2人、この適用に類するような人が2人いる。ちょっと意味がよく分からないんですが、例えばどういう職に就いている方なんですか。

○総務課長（羽成英明君）

1人につきましては、専門的な知識を有する者を当該専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事させる場合ということで、期限を切って従事するというで、課長級の職員が1名と、あと職員を一定の業務のいずれかに期限を限って従事させる公務能率の運営を確保するために必要であるという職員で、こちらについては、保育所の職員が1名該当しているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

でも、特定任期付職員ではないんですね。

○総務課長（羽成英明君）

特定任期付、この条例の中に定めがございまして、その中の第2条というところで、専門的な技術というようなところと、あと第3条というところの中で、特定の業務に従事するというような規定がございまして、その制度を使って、給与表だけ給与の条例を使っているというような状況でございます。

○佐藤文雄委員

この特定任期付職員というのはいないけれども、今、2条と3条に基づいた給与のいわゆる特定業務ということに類するような形で、今言った専門的な知識を持つ1名と保育所に働く1名、2人がこれに該当するというで、2人いるということですね。

○総務課長（羽成英明君）

そうでございます。

○佐藤文雄委員

この特定任期付職員について、その予定はありますか。

○総務課長（羽成英明君）

現在のところはまだ予定はございません。ただ、今現在、保育所の職員については、その任期がちょうど5年来ているような状況でございます。

また、2条の部分の課長級の職員についても、来年の10月までが5年の期限となってくるので、その部分は今後検討する必要があるかと考えています。

○佐藤文雄委員

2人のことについては、1人は5年になるんで、来年も継続したいというような意図。それから、そういう意味では、専門的な知識を持っている方も、同じように時期が来る可能性があるということなのかなと思うんですが、つまりこの改定によって、この方たち2人の給与は上がるということで理解してよろしいですか。

○総務課長（羽成英明君）

給料につきましては、条例で次の64号ですかね、出している一般職員の給料の適用になりますので、その改定に合わせて給料のほうは、給料なり期末勤勉手当が変更になるというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

この給与規定というか、給与規定ではなくて、次の64号ですか。64号のほうに……

○総務課長（羽成英明君）

すみません、65……

○佐藤文雄委員

65。

○総務課長（羽成英明君）

はい。

○佐藤文雄委員

65号のかすみがうら市職員の給与に関する条例に基づいて、給与が上がるという理解でよろしいですか。

○総務課長（羽成英明君）

申し訳ありません。65号でございます、その内容に従って改定されるというようなことでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等は、ございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

資料のほう、概要書は4ページ、議案集は9ページになります。

補足説明については、特にございません。

○櫻井健一委員長

それでは、総務部に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

○佐藤文雄委員

施行年月日のところの1、2の2のところ、前のほうにもありましたけれども、令和5年度の期末手当支給月数の改正については、令和5年4月1日から適用するということは、4月まで遡る。いわゆる遡及という意味だと思うんですが、それで、その他というこの表があると。これが内訳だというふうに理解してよろしいですか。

○総務課長（羽成英明君）

給料について、施行日は4月に遡って適用になりまして、表については、読み替わるというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

読み替わるって、このその他で説明しているんじゃないかと。つまり、遡及、1年の遡及した金額は、それぞれ市長は4万4702円ですか。議員としては1万5467円。これ、4月まで遡及すると、こういう金額になりますよということじゃないんですか。

○総務課長（羽成英明君）

申し訳ありません。こちらの概要書のとおりで、遡及されて、4月まで遡ると、その差額としては、これだけの金額が引き上がるというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

引き上がるんじゃなくて、その分、遡及して支給するんじゃないの。引き上がるんじゃなくて、その分、遡及して支給するということでしょう。

○総務課長（羽成英明君）

そうです。その分支給するということです。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 かすみらうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

議案概要書6ページ、議案集11ページとなります。

補足説明は、特にございません。

○櫻井健一委員長

それでは、総務部に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

○佐藤文雄委員

再任用職員に当たってはということで、再任用職員のことにも該当するというふうに思われますけれども、会計年度任用職員については、どのような扱いになっているのでしょうか。

○総務課長（羽成英明君）

今回の条例につきましては、一般職員と、あと再任用職員等のものでございまして、会計年度職員につきましては、準備を進めて、3月の議会に同じ内容で給与表の改正と期末勤勉手当等の改正も含めて提案したいと考えています。

○佐藤文雄委員

私がこの前、いわゆる会計年度任用職員の給与というか、最低賃金が上がりましたよね。その上がった分はどうなんだと。遡及するのかと。4月まで遡るのかと言ったときに、部長のほうは、遡及は考えていませんというふうに言っていたわけですよ。

これ、全国労働組合総連合の、いわゆる日本自治体労働組合総連合ですか。自治労連がこれに対して全国的に調べると、遡及をしていないところが多いと。これは何か総務省のほうの通達からいって、間違えだというふうに言っているということなんで、その分をちょっと確認をさせましたら、今年の5月にちゃんと遡及するような中身が入っていたということだったんですよ。

ですから、そういう今、会計年度職員の方が202人だけ、いらっしゃるでしょう。こういう人たちの待遇の問題もあるわけですから、今、私が質問しなければ、3月にその条例を改正して、このような形を取りたいということは言わなかったんじゃないですか。そういう点では、丁寧じゃないですよ。今、202人ですよ、会計年度任用職員が。そういう点では、説明不足だというふうに思うんですよ。

やはりそういうことも含めて、何で3月なんですか。準備が遅れたということなんじゃないですか。説明求めます。

○総務課長（羽成英明君）

会計年度職員の遡及については、事務の上、準備が整わない状況でございましたので、その辺については進めているところでございます。

実情といたしまして、会計年度職員の人件費につきましては、各予算項目に分かれていて、それぞれ計算しているところでございます。

また、その会計年度職員については、勤務時間についても、各それぞればらばらでございまして、そのものを各課の予算の中から拾い出して遡及していくということになりますと、一般職員に比べて手間がかかってすることがございますので、その辺の準備ができ次第、条例のほうの提案をしたいと考えています。

○佐藤文雄委員

質問に答えてないだよ。いろいろ言ったけれども、理由を言っただけで、こういうものは、問題は、きちっと前もって言っておいたほうがいいんじゃないかと言ったんですよ。会計年度職員については、こうこうこういう理由で3月の定例会に提案をしますよということも、附帯というか、そういうことも説明しておいたほうがいいんじゃないですかということも言ったんですよ。それに答えてないんですが、いかがですか。

○総務課長（羽成英明君）

今の内容については、佐藤委員のおっしゃるとおりだとは思いますが、また全員協議会の中では、若干その説明を入れさせていただいているところがございます。

ただ、会計年度職員についても、一般職と同等の、同じような処遇をするというのは国のほうからも出ておりますので、こちらのほうでも準備を進めて、対応できるようにしたいと思います。

○佐藤文雄委員

いや、全員協議会で話したと言ったって、全員協議会は会議録には残らないの。よく皆さんが理解をしてなければ、全員協議会で話したよというのでは理由にならないんですよ。

だから、私が言っているのは、こういう場できちっと報告をしたほうがいいんじゃないですかということなんですよ。それが丁寧な説明なんじゃないですかということなんです。

今は、正職員だけでなく、会計年度職員、正職員が400人ぐらいで、会計年度職員が200人ぐらい。これが一体となって職務を実行しているわけでしょう。会計年度職員は置き去りにするようなイメージになっちゃ駄目だから、私が言っているんですよ。いかがですか。

○総務課長（羽成英明君）

申し訳ございません。そちらのほうは今後気をつけて、お話しできるように進めていきますので、よろしく願いいたします。

○佐藤文雄委員

部長のほうも意見言ってください。

○総務部長（中泉栄一君）

今、課長の言ったとおり、ちょっと手続が遅れてしまって大変申し訳ございませんでした。しかしながら、正職員と同様の形で会計年度任用職員も対応してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。本案につきましては、多数の部署にまたがる議案であるため、各

部署への質疑を行い、本日審査予定の市民部、国保年金課の所管に関わる部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決をすることといたします。

それでは、議案第69号のうち、総務部の所管に関わる部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

総務課長の羽成課長のほうからご説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務課長（羽成英明君）

そちらの内容につきましては、議案書については34ページ、議案概要書については12ページでございます。

また、関連議案といたしまして、議案概要として4ページ、5ページについては、特別職の先ほどの内容でございます。

また、議案概要書5ページ、6ページについては、一般職の改正の内容になっています。

議案第69号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、総務課所管のものについて説明いたします。

議案集の56ページをお願いいたします。

こちらについては、給与費明細書でございまして、全員協議会でもご説明したとおり、令和5年8月7日にあった人事院勧告により、議案第63号、第64号、第65号を提案しております。

特別職については、期末勤勉手当の支給月数を前年比0.05月分の引上げ、年間3.4月に、一般職については、期末手当と勤勉手当を合わせて支給月額0.1月分を引上げ、年間で4.5月、また一般職については、給与表の改定で、若年層については5.2%から1%を引上げ、全体平均では1.1%の引上げということになっています。

こういった引上げにもかかわらず、特別職で減額になっているものについては、予算計上について、長等の職員数1人ということで、審議の減によるものでございます。

また、一般職では、補正前予算措置時点の職員数が370人、再任用短期勤務職員数が12人で、補正後の職員数が362人、再任用短時間勤務職員数が22人に変化していることから、給与が減額となり、職員手当の増額は少なくなっています。

また、今回の補正予算全体では、一般会計及び国保会計、介護会計、上水道事業会計、下水道事業会計全体では、全体で一般職員が389人で、再任用短時間職員は23人の状況になっています。

また、先ほど佐藤委員からございましたように、会計年度職員数については、年度末までの職員数の変動があることや、人事院勧告を反映していないことから、今回の補正予算には計上していない状況でございまして、今後、会計年度職員につきましても、3月議会に補正予算を計上する予定でございます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明が終わりました。

総務部に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

数字を確認です。370人が今の正職員ですか。12人が再任用職員。これが今回の補正で362人になって、正職員がね。再任用が22人。結果的に、プラスマイナスもあって、それほど給与改定でのプラスという

のではないよということだったような気がするんですが、金額的には、全体の金額ではどういうふうになったんでしょうか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時00分]

○櫻井健一委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。 [午後 2時01分]

○総務課長（羽成英明君）

一般会計の内容につきましては、こちら、明細書のとおり記載でございます。

また、あと全会計の内容といたしましては、合計といたしまして、給料では15億1550万8000円、手当については10億5600万8000円、共済費については4億8530万6000円というような内容になっています。

○佐藤文雄委員

この56ページを見て合計すれば、今の数字になるんですか。

○総務課長（羽成英明君）

56ページについては、一般会計だけの合計の人件費の部分でございます。

○佐藤文雄委員

いや、どこにも書いてないのね。だから、今、質問については、今言った金額、これ、書き留められないよね。

じゃ、どのぐらい、どうせ議事録になってくるでしょうから、どのぐらいプラスになったのか、マイナスになったのか教えてください。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時03分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時07分]

○総務課長（羽成英明君）

全体の合計で380万5000円でございます。

[「増えるの、減るの」と呼ぶ者あり]

○総務課長（羽成英明君）

増額です。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「ちゃんと調べておいて」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○財産総括室長（神野 厚君）

それでは、お手元の議案集46ページ、また議案概要書につきましては16ページをご覧ください。

それでは、議案第69号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち、本室所管分の部分につきましてご説明いたします。

議案集46ページの中頃をご覧ください。

2款1項5目、説明の欄の02庁舎等財産管理事業、旧小学校施設管理に要する経費につきましては、

令和6年度中の供用開始に向けまして、旧志土庫小学校校舎裏側の特別教室棟とランチルームを改修し、地域の活動を支える地域コミュニティ施設として整備するため、低圧電力や水道配管の引込みに係る設計のほか、施設内部の実態把握と必要な情報の整理を行うための経費としまして188万1000円を補正するものでございます。

なお、本経費につきましては、令和5年度内に本業務が完了しないことが見込まれるため、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費として設定するもので、その内容につきましては、議案集38ページの第2表繰越明許費の1段目に記載しているとおりでございます。

○櫻井健一委員長

それでは、財産総括室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。
ございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第69号のうち、市長公室の所管に関わる部分を議題といたします。

市長公室長から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田茂君）

政策経営課長のほうからご説明申し上げます。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第69号 一般会計補正予算（第7号）の政策経営課所管分について説明をさせていただきます。

議案集が34ページから56ページ、議案概要書は12ページから19ページとなります。

まず、歳入について説明をいたします。

議案集44ページでございます。

下から2番目の枠で囲んだ部分でございます。20款の繰越金でございます。こちらでございますが、前年度繰越金9130万1000円を増額補正するものでございます。

次に、44ページから45ページにかけて、22款の市債の部分でございます。

まず、44ページでございますが、市債としまして、衛生債として旧保健センター解体事業債420万円、教育債、霞ヶ浦北小学校屋内運動場整備事業債2420万円、災害復旧事業債1880万円、続いて45ページになります。労働債としまして、勤労青少年ホーム等解体事業債870万円の4件で、合計5590万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

議案集の46ページをお願いいたします。

先ほど説明のあった旧小学校施設管理に要する経費の下の部分になります。5目財産管理費の庁舎等財産管理事業のうちの0204行政機能移転に要する経費という部分でございますが、こちら、13節使用料及び賃借料、土地借上料としまして30万円を増額するものでございます。こちらの経費でございますが、行政機能移転に伴いまして、千代田ショッピングモール内の土地を借り受けるための費用としまして、令和6年1月から3月までの3か月分の共益費のみを計上するものでございます。

次に、戻りますが、39ページのほうをお願いいたします。

39ページ、債務負担行為でございますが、こちら、今ご説明申し上げました賃借料の部分に関連するものでございますが、千代田ショッピングモール内の新庁舎土地賃借料といたしまして、令和6年度か

ら令和25年度までの20年間の債務負担といたしまして7693万円を計上するものでございます。

具体的には、令和6年4月から10月までの7か月につきましては、契約後の改修工事中ということで、今年度の補正と同様に、共益費のみを計上として算定してございます。その後、新庁舎の供用開始を11月と見込んでございますので、令和6年11月から令和26年1月までは、共益費と賃借料を含めまして月額33万円を当該月数で算出した金額となっております。

次に、議案集の46ページをお願いいたします。

やはり中ほどになります。財産管理費の中の基金運用事業でございます。0601基金運用益等の積立てに要する経費でございます。24節積立金8000万円を増額するものでございます。

増額の理由でございますが、議案集の歳入にもございますが、ふるさと応援寄附金の歳入、こちらを8000万円の増額計上を予定してございます。この歳入見込み同額を地域づくり基金のほうへ積立てを行うものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

ちょっとお伺いします。先ほどの説明の中で、債務負担行為の中の千代田ショッピングモール内新庁舎土地賃借料のところで、令和6年度から令和25年度という20年間というのは、何かそれ、20年間にした理由というか、何かそういうのがあれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

今回、これからでございますが、土地の賃貸借契約が定期借地ということで、事業用地として20年間を予定しております。その期間分の賃借料となっております。

○久松公生委員

20年間というのは、こちら、今示した予定といえますか、何かそういう決まりがあるとか、そういうのがあるんでしょうか。お伺いします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

こちらは、千代田ショッピングモールの管理事業者のほうで、ほかの店舗もそうですが、皆さん同様に定期借地で20年の契約という形になってございます。

○久松公生委員

分かりました。

このショッピングモールへの移転の件に関しましては、以前説明のあったときに、ちょっと私は質問させてもらったと思うんですが、その20年後、終わった時点では、その建物とかそういった状態は元に戻すとか、何かそういった決まりとか何かそれがあれば、教えていただきたいと思います。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

これから契約となりますが、20年後は建物を解体して更地にして戻すという形で契約内容に盛り込まれる予定となっております。

○久松公生委員

すみません、最後にもう一つ。新庁舎移設なので、それは分かるんですが、そうなってくると、駐車場とかそういった、場所とかそういう、建物だけじゃなく、駐車場の大きさといえますか、その借地代というか、そういうのも含まれているんでしょうか。お伺いします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

来庁者の駐車場につきましては、ショッピングモール内の駐車場は利用できるということになってございますので、そちらを利用するところを予定してございます。

また、職員につきましては、ショッピングモール内の駐車場は、来庁者もしくは各店舗へのお客様の駐車場でございますので、職員につきましては別の場所を今、借り受けるような形で調整をしているところでございます。

○久松公生委員

じゃ、最後に確認、1つだけ。今おっしゃってくれたように、ショッピングモール内の駐車場は、どこに止めてもいいと。それで、庁舎に訪れていいという解釈でよろしいでしょうか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

そのようになります。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○岡崎勉委員

ちょっと1点だけお聞きしたいんですが、この賃借料の金額はどういう根拠で決めたんでしょうか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

市のほうの土地等を賃借する場合の例を参考に、ショッピングモール内の事業者様とその辺を協議しまして、おおむね市が土地を貸す場合の金額と同等の額、若干差はありますけれども、それをベースとして事業者様と協議をした結果でございます。

○岡崎勉委員

じゃ、それは、今借りているショッピングモールというか、あの中に借りている賃借料と同じような金額ですか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

こちらは、ほかの店舗が営利事業を行っていることに対しまして、行政機能でございますので、その辺はほかの店舗と賃借料は同一ではなくて、それより低い額ということで聞いております。

○岡崎勉委員

はい、分かりました。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

先ほど説明がありましたけれども、46ページの基金運用益の積立てに要する経費ということで、地域づくり基金積立金のところをちょっともう少し詳しく説明していただけますか。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

地域づくり基金への積立てでございますが、これ、原資としまして、歳入にも上げておりますふるさと応援寄附金の額となっております。これは例年、ふるさと応援寄附金で歳入のあった額をこの地域づくり基金のほうへ全額積立てを行いまして、次年度以降にその地域づくり基金を活用する事業のほうに充当させているというような活用、運用をしてございます。

○設楽健夫委員

この地域づくりの運用にこの基金を使うというふうに言っていますけれども、例えばどういうふうなものが想定されるんですか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。

ここで10分間程度休憩いたします。 [午後 2時23分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時33分]

○政策経営課長（貝塚裕行君）

それでは、地域づくり基金でございますが、こちらは、まずふるさと応援寄附金、こちらの事業のほうへ活用してございます。返礼品の費用であるとか、そういったものに充ててございます。

それから、企業立地促進事業に係る企業立地促進助成金、こちらのほうにも充ててございます。

それと、あと中小企業対策としまして、資金あっせん保証料の補給金、あと英語指導助手設置事業に係る英語指導助手委託の小学校分、こちらなどに充ててございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○来栖丈治委員

話を戻してしまうようですけれども、先ほど岡崎委員からあった部分に加えてなんですが、ショッピングモール内の新庁舎の土地賃借料、6年から25年で7693万円という、その説明を受けて、共益費の説明はされました。20年間の契約なんだということ。普通の一般営利企業よりは賃借料は安いというような説明あったんですが、実際に平方メートル単価幾らでのことなのか。その中身についての積算の根拠が私は分かる必要があるのかなと思ひまして、お尋ねをいたします。

○政策経営課長（貝塚裕行君）

今回借り受ける借地料でございますが、こちら、面積としましては、共益的な部分、調整池であるとか、駐車場とか、そういったものを全部含めまして、合計で4,653平方メートルでございます。そこに2万1820円の100分の4、評価額の100分の4の金額を掛けた金額が年額となります。年額としまして406万1138円で、これを12か月で割りますと、1か月当たり33万8428.1円という計算になります。これが市の基準での計算となります。

これに対して、事業所様と協議した結果、共益費も含めまして、月額33万円という協議が合意になったというところでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第69号のうち、産業経済部の地域未来投資推進課所管に関わる部分を議題といたします。

部署の入替えをお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 2時37分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時38分]

○産業経済部理事（高井淳君）

それでは、地域未来投資推進課所管分につきましては、地域未来投資推進課長の石毛よりご説明させていただきます。お願いいたします。

○櫻井健一委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の議案集は52ページ、タブレット端末の議案概要書は19ページに基づいてご説明をいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、01商工振興事業、0103ふるさと応援に要する経費に2950万円を増額するものでございます。理由につきましては、ふるさと応援寄附金額が予算現額4200万円に対し、10月末現在、5941万円、前年同月比279%増の寄附があったため、謝礼品1900万円、一括委託費1000万円及び返礼品開発支援補助金に不足が生じたため、年度末のふるさと応援寄附総額1億2200万円を見込み、補正予算を計上するものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第69号のうち、産業経済部の農林水産課及び観光課の所管に関わる部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

農林水産課分につきましては、元木課長からの説明とさせていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、説明させていただきます。

議案集の44ページをお開きください。

まず、歳入ですが、歳入につきましては、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金として21万9000円ですが、こちら、機構集積協力金交付事業費補助金で、地域内の一定割合以上の農地について、中間管理機構を通して担い手への農地の集積・集約化に取り組んだことによる補助金となります。

続いて、歳出につきましては、議案集51ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農地利用対策費、説明欄の0101米政策推進に要する経費として37万5000円ですが、米の生産調整に係る市単独助成金の実績により不足するため、不足分を予算計上するものです。

次に、0102農地中間管理機構に要する経費として21万9000円ですが、歳入で説明した担い手への農地の集積・集約化に取り組んだことによる補助金で、補助率は10分の10となっております。

次に、6款農林水産業費、1項5目土地改良費、説明欄の0101土地改良整備支援に要する経費として

450万4000円ですが、県の補助事業を活用して土地改良区などが行う土地改良事業に対して市が上乗せ補助金をするものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

米政策推進は、不足分と言ったんですが、当初の金額は幾らだったんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

当初は1639万円になります。

○佐藤文雄委員

それから、農地集積のほうですが、これは担い手ということは、1人増えたとか、そういうことなんですか。これ、人数というふうに理解してよろしいんですか。何人でしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、志筑地区で行っております農地への企業参入によりまして、ある程度まとまったエリアを中間管理機構を通して賃借または売買を行った場合に、その集積ができたということで補助率の計算があり、国からのお金を中間管理機構を通して頂いて、その21万9000円を今度、協力していただいた土地の協力者もしくは企業のほうで打合せを行い、どういうふうにするかという形なんです、そういったことで、そのお金を補助するような形になります。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○来栖丈治委員

土地改良の関連、県単への補助上乗せという450万4000円ですか。幾つかの土地改良区にまたがっているのか、細部を教えてくださいと思います。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、霞ヶ浦土地改良区で4か所、出島東部土地改良区で3か所、一の瀬上流土地改良区で4か所が県の補助として認められて、事業を、改修工事などを行う予定になっております。

○来栖丈治委員

分かりました。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、観光課所管の部分を議題といたします。

産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

観光課、斎藤課長からの説明とさせていただきます。

○観光課長（斎藤隆男君）

それでは、議案第69号 一般会計補正予算（第7号）のうち、観光課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は15ページ、議案集は52ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、3目観光振興費、01観光振興事業、0101観光PR推進に要する経費です。補正予算額は27万円となります。インバウンド事業に向けまして、市の観光をPRするため、専用ページ並びに市観光協会ホームページへのリンクを貼り付けました名刺サイズのカード等を作成するものでございます。

カードには、英語、中国語、韓国語、タイ語など、多言語化で作成をいたしまして、専用ページ並びに市観光協会ホームページへ誘導を図り、市の魅力を知ってもらおうということを取り組むものでございます。

観光協会ホームページにおいては、市のホームページと同様に、多言語化に対応しており、ホームページの情報により市の魅力を伝え、誘客につなげていきたいと考えているところです。

このカードに市の景観写真などを添えて、1万2000部ほど作成し、旅行博などにおきまして、インバウンド向けのPRに活用していきたいと考えているところでございます。

続いて、その下、4目観光施設費、01観光施設等管理運営事業費、0102歩崎公園管理運営に要する経費、補正予算額52万5000円です。歩崎公園の電気料並びに水道料につきまして、年度内の予算執行に対しまして不足が見込まれることから、予算の補正を行うものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

カードを作るんですか。カードというか、それがどういうふうな形で作って、その分をどうやって提供するというか、撒くのかという、そういう流れがよく分からないんですが。

○観光課長（斎藤隆男君）

名刺サイズのカードにQRコードを印刷をかけまして、市のホームページと市の景観なんかを載せている既に専用のページが民間サイドのものがありまして、そちらに誘導していこうというものでございます。そこでかすみがうら市の魅力なり情報を知っていただいて、かすみがうら市にぜひ足を運んでくださいというふうに誘客していきたいと思っているところです。

そのカードの配布先という利活用につきましては、旅行博とかですね……

[「旅行博」と呼ぶ者あり]

○観光課長（斎藤隆男君）

旅行博。要するに、旅行エキスポみたいな感じの、そういった配布するタイミングに出向きまして、そこで配って、どんどん外国人の皆さんに知っていただくというふうに考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

配るというのは、職員がそういう観光、宿泊しているところに行って配るんですか。何かちょっとそこら辺がよく分からないんですが。

○観光課長（斎藤隆男君）

旅行博、ちょっと英語で言うと、ツーリズムエキスポみたいな、ちょっとそういった出展をする機会がございますので、そういった場で配布をしたいというふうに考えているところでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第69号のうち、教育委員会の所管に関わる部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長より補足説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、議案第69号、一般会計補正予算中、学校教育課に関わる予算についてご説明をさせていただきます。

タブレットは議案概要書19ページ、議案集は53ページをお願いいたします。

歳出予算となります。

53ページ一番下でございます。10款2項1目小学校管理費の説明欄0205小学校教材備品整備に要する経費において、本年度末をもって閉鎖いたします稲吉児童館内の児童クラブ、こちらを下稲吉東小学校に移設するため、同校内に現在設置の特別支援クラスを他の教室に移動させます関係で、その必要となり備品を購入するものでございます。金額が59万7000円となります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に関する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上下水道部から特に補足説明等はございませんか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

議案第72号、議案集74ページでございます。タブレットにおきましては、今ご覧のページでございます。

補正内容といたしましては、人件費、修繕料及び償還金等の補正でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

すみません、部長、もう一度ページを教えてくださいよろしいですか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

議案集は74ページになります。

○櫻井健一委員長

質疑等はありませんね。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
上下水道部から特に補足説明等はありませんか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

議案第73号、議案集は81ページになります。
下水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容といたしまして、人件費の増額となっております。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。
それでは、上下水道課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 土浦・かすみがうら地区土地区画整理一部事務組合の解散についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

議案概要書は25ページ、議案集86ページでございます。
こちらにつきましては、先日の全員協議会で説明させていただいたとおりでございますので、特に補

足説明はございません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

○佐藤文雄委員

解散になる、いよいよ解散ということなんですが、駅舎というか、今、エレベーターはありますけれども、エスカレーターがないということで、かなり地域の人も含めて、何とかエスカレーターを造ってほしいというような要望が出て、たしか土浦のほうでもそういう要望をというか、一般質問をしているんですよね。それに対して、なかなかはっきり市長も答えてないんで、こういう要望は、別にかすみがうらだけじゃなくて、石岡でもありますよね。そういう意味では、これ、要望先というか、今度は改修とかそういうものについてはどういうふうな関係になるのか、そこら辺は分かりませんか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今、佐藤委員からお話がありましたとおり、土浦市のほうでやはり昨年と今年ということで、一般質問の中で、やはりエレベーターの設置等々についてのご質問をいただいているような経過はございます。

その中で、土浦市の市長のご発言の中でも、関係する市町村、いわゆる神立駅であればかすみがうら市と協議をした上で、今後検討していきたいというような方向で聞いてございます。

現段階におきましては、本市のほうには特に要望という形でのお話は来てないという状況でございます。

○佐藤文雄委員

じゃ、特別今までね、一部事務組合があったんで、そういう意味では、一部事務組合の中でそういう要望なり、私は一部事務組合の議員じゃないから分からないんですが、そういう要望なんかも出されて、いろいろな受け答えなんかがあったんじゃないかなというふうに想像しているんですよ。

たまたま一般質問も土浦では何回かあったんで、こちらのほうは、ただ一般質問しないだけであって、そういう一部事務組合の中でやり取りしているのかなというふうに思っていたんですよ。

ところが、そういう意味では、そういう窓口が、お互いに協力しながら、検討しながらやるという関係が、何か途絶えるような感じをするもんだから、どうしたらいいんすかっていうことなんですよ。

別にこちらで要望がないって言われると、何か一部事務組合では、そういうエスカレーターの問題は全然協議されてなかったように思われちゃうんですよ。実際に出ているわけでしょう。それに対してどうするのかということは、全然議論はなされてなかったんですか、一部事務組合で。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今回の区画整理の関係の事務組合の中でのエスカレーターにつきましては、組合の事業という形ではなく、行政の事務という形になろうかと思いますので、今後、土浦市との協議があるものと考えてございます。

○佐藤文雄委員

ということは、あくまでも駅舎というか、そのことについては、一部事務組合の区画整理の中身ではないと。だから、それは各行政区で協力するという形になれば、本市は本市で要望を出していかなきゃいけないという意味ですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

委員のお見込みのとおりです。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

一部事務組合のこれで3月末で解散ってなりますけれども、実務的な会計処理と最終的な決算処理というのは何月ぐらいになるという話になっているんですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

来年の8月ぐらいをめどとしているかと思います。

○設楽健夫委員

ということは、9月議会に出てくると。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

そのようかと思います。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結します。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

都市整備課、篠崎課長から説明をさせていただきます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、議案第75号 公の施設の区域外設置に関する協議についてのご説明をさせていただきます。議案集は87ページから、議案概要書はタブレット端末26ページからになります。

本件につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業で整備された神立駅西口駅前広場につきまして、当該広場の一部に本市の行政区域が含まれており、効率的な管理運営を行うに当たり、本市の行政区域内に土浦市道の一部を設置することについての協議をするため、議会の議決を求めるものでございます。

本市に土浦市道の一部を設置する所在につきましては、稲吉二丁目3935番で、土浦市道の名称につき

ましては、神立中央一丁目11号線になります。

次に、駅前広場の詳細位置図につきましては、議案概要書29ページになります。

駅前広場における本市の行政区域につきましては、位置図右側の斜線部箇所になります。面積は698平方メートルになります。

次のページ、30ページをお願いします。

駅前広場の管理に係る費用負担に関する内容でございます。

広場の管理運営に要する費用に対する負担割合の算定根拠といたしましては、敷地面積案分によるものであり、広場全体面積4,627平方メートルに対し、本市の敷地面積は698平方メートルでありますので、本市の負担割合につきましては15%になります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号のうち、都市建設部の所管に関わる部分を議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（廣原正則君）

篠崎課長から説明させていただきます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、都市整備課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。

歳出予算の増額補正になります。

議案集は53ページ、議案概要書はタブレット端末19ページになります。

議案集にてご説明をさせていただきます。

8款4項2目都市計画推進費、右の説明欄、上から2段目、01都市計画推進事業、0101都市計画調整に要する経費で、18節負担金、補助及び交付金の増額でございます。内容といたしましては、補助金で、住まいるマイホーム応援補助金で、住宅の新築等による建築費用の一部を補助し、定住促進を図る事業でございます。当初予算800万円で、交付件数20件程度を見込んでおりましたが、現時点におきまして交付決定件数19件で、予算に不足が生じることから、増額補正をお願いするものでございます。1件当た

りの平均交付単価40万円を基準とし、今後、年度末までに10件程度の申請を見込んでおります。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

当初、これ、20件ですか。20件で800万円で、それに400万円プラスして、1件当たり40万円なんで、10件だということですよ。ということは、今、そういう意味では、この住みいるマイホームを活用しておうちを建てるという方が増えていると。本市の人口の増加に寄与する傾向が見て取れるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

特にですけれども、市街地においてアパートなどに住んでいる方が、やはりお近くのところで土地を求めて新築されるというような形が多いものですから、直接人口が増加するというようなところでの見込みというのは、なかなか難しいかなというふうに考えております。

ただ、市街地に人が集まるということですので、今後の効率的な行政運営にもつながってくるものと考えております。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、アパート暮らしの人が、ほかの市のほうに行かないで、当市に今度は定着するということになると思うんだよね、住みいるマイホームを利用すればね。これ、住みいるマイホームの利用のいわゆる条件というのは、そういう定着するということが条件にはなっているんでしょう。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

お見込みのとおり、定住を促進するための事業となっております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

地域としては、どの辺に集中的にこの活用がされるんですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

現段階で、先ほどご説明したとおり、現在、19件交付決定をしてございます。その内訳といたしましては、霞ヶ浦地区が6件、その霞ヶ浦地区の中では、加茂地内が1件、下大堤地内が1件、牛渡地内が1件、岩坪地内が1件、宍倉地内が2件です。千代田地区につきましては13件でございます。下佐谷地内が1件、稲吉地内が5件、稲吉東地内が6件、稲吉南地内が1件というような内訳になっております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○来栖丈治委員

この時点に来て、20件予定が19件交付決定だから、10件増やすというのを理解しましたが、家を建てるということは大きな仕事でありますので、もう既に何件かのいわゆる相談とか、見込みが立っての予算要求ということで理解してよろしいでしょうか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

昨年もそうなんです、年度末に結構駆け込みというか、昨年もやはり前年度3月に急に4件の申請があったりとかということもございますので、その辺も見込みまして、今回、今後年度末に向けて4か月間10件を見込ませていただいているところでございます。

○来栖丈治委員

では、現段階でいわゆる相談があったり、申請があったりということは、現時点ではないのかっていうことをちょっと確認したいと思います。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

現段階でもございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

○消防長（片岡修君）

議案概要書9ページ、10ページになります。

補足説明等はございません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、予防課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言を願います。

○来栖丈治委員

30ページになります。ここに炭火焼き器等の追加っていうか、別表が入っているわけですが、ここで不燃以外と不燃というくくりがあるんですけども、ちょっと私、分からなかったもんですから、この説明をお願いしたいと思います。

○消防長（片岡修君）

説明にありましては、課長の鈴木から説明いたします。

○予防課長（鈴木博行君）

ご説明いたします。

30ページの表につきましては、炭火焼きを新たに設置した場合、建物からの離隔距離を示したものでございます。

不燃以外、不燃につきましては、炭火焼きに面する建物の建築部材の種類を示したものであって、中側から外側にかけての数字は、上方、側方、前方、後方の順に距離をセンチで示したものでございます。このセンチ以上を空けることを離隔距離と定めたものでございます。

説明は以上です。

[「不燃以外と不燃の違い、これも分からないです」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

すみません。もう一度、すみません。

○予防課長（鈴木博行君）

もう一度ご説明申し上げます。

不燃以外と不燃につきましては、炭火焼きを設置した場合、建物に面する部分が不燃であるか、不燃でないかを示したものでございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

介護長寿課の川原場課長からご説明のほうをいたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第71号 令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案概要書は21ページ、議案集65ページをお願いします。

補正額につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ397万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3776万4000円にするものでございます。

議案書の71ページ、まず、歳入の部分となります。

上段にあります繰入金の部分となります。7款1項5目1節の職員給与費等繰入金240万円の減額。4月1日における職員の配置替えに伴った人件費の減額となるものでございます。

続きまして、8款1項1目1節の繰越金でございます。637万1000円の増額。こちらのほうは前年度からの繰越金となります。

続きまして、歳出の部分となります。

議案集は72ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理費、01の職員等人件費でございます。289万6000円の減額でございます。及びその下となります4款4項の2目地域包括支援センター費、01職員等人件費49万6000円の増額。こちらにつきましては、先ほどの歳入の部分と同じく、職員の配置替えに伴った補正となっております。

続きまして、7款1項2目償還金でございます。01国庫支出金等返還に要する経費637万1000円の増額。こちらにつきましては、令和4年度地域支援事業交付金に係る実績の精算により、国庫補助金及び県補助金の返還を行うための増額となっております。

続きまして、議案集に戻りますが、68ページの部分でございます。

債務負担行為の補正予算でございます。

霞ヶ浦地区地域包括支援センター業務委託につきまして、人件費の増額を見込んだことによりまして、令和6年度から令和8年度までの3年間にかけて、1050万円増の7650万円を見込んだものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

73ページに総括という職員数のところありますね。この括弧は再任用の短期というような形になっていると思うんですけども、補正前が10で括弧がゼロ、補正後が9で括弧が1ということで、正職員がマイナス1名で、再任用の人が1名というふうになっていると思うんですが、この点について、ちょっと説明していただけますか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時20分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時29分]

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

大変失礼いたしました。

先ほどのお答えですが、職員数の減につきましては、補正前10名となっておりますが、もともと当初予算で計上しております令和4年度ベースの人数となっております。補正後につきましては、実際令和5年度人員配置が決定してからの人数となっておりまして、職員としては1名減で、括弧内の1名が再任用職員の配置となりますので、合計10名は変わっておりませんが、そういう形となっております。

それに伴いまして、給与額が減ったものですから、今回の減額補正となっているものでございます。

○佐藤文雄委員

だから、補正前というのは、これ、予算の前だという意味ね、今言うと。つまり、そういう意味では、これ、予算後だから、普通ね。これ、9名だったということだよな、ということですか。

○櫻井健一委員長

質問しますか。

○佐藤文雄委員

質問ですよ、もちろん。

いや、今言ったのが、何か予算前の話だったというふうに言ったから、普通は予算、これ、補正前というのは、予算を前提にしているよね。予算を前提にしているから、この補正前というのは、この10というのは間違っていたということですか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

10というのは、当初予算の予算計上の上で、職員10名ということの10でございます。実際4月になりまして配置したときには、職員9名の再任用が1人入ったということで、減額している内容でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号のうち、保健福祉部の所管に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

引き続き介護長寿課、川原場課長よりご説明いたします。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、一般会計補正予算、介護長寿課所管分のものにつきましてご説明いたします。

議案概要書は13ページとなります。下段にございます、民生費の事業費、介護保険特別会計繰出しに要する経費の部分となっております。議案集につきましては、48ページをお願いしたいと思います。

歳出部分となります。

3款1項4目の介護保険費でございます。説明欄01の介護保険事業でございます。240万円の減。内容につきましては、4月1日からの職員の配置替えに伴いました人件費の減額によるものとなっております。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、社会福祉課所管の一般会計補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は16ページ、議案集は48ページをお願いします。

3款1項2目、説明欄01障害者対策事業、0103障害者自立支援に要する経費、22節国庫負担金等超過交付返還金2万1000円の補正でございます。内容としまして、前年度の事業の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続きまして、議案概要書17ページ、議案集50ページをお願いします。

議案集上段になります。3款3項1目、02生活保護等事業、0201生活保護等総務事務に要する経費、10節燃料費9万4000円の補正でございます。内容としまして、毎月保護者宅等への家庭訪問時に使用する生活保護担当の専用公用車の燃料費でございます。燃料費の価格高騰により、当初予算額を9月末時点で既に7割執行しており、残り下期分の燃料費に不足が生じると見込みとしましての計上となります。

続きまして、その下、説明欄0203生活困窮者自立支援に要する経費、18節住居確保給付金199万8000円の減でございます。内容としましては、離職等により経済的に困窮し、住居喪失または喪失のおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することで住居を確保し、家賃の心配をなくし、求職活動に専念できるよう支援を行う制度で、今年度当初予算としまして25件分計上しました。給付金額につきましては、過去の実績を基に積算基礎とし、算出したところですが、令和4年度の同時期は13件の申請がありましたが、今年度は昨年度の同時期と比較しますと、10月末時点で申請が3件の申請で、申請が減少なため、昨年度の実績と照らし合わせまして、12月から5件の申請があったと見込みまして、17件で199万8000円を減額するものでございます。財源は国庫補助金4分の3でございます。

続きまして、議案概要書18ページ、議案集50ページをお願いします。

続きまして、その下、2目扶助費、説明欄01生活保護等扶助事業、0101生活保護等扶助に要する経費1億2855万9000円の補正でございます。内容としましては、新型コロナウイルスの発生から3年以上が経過し、経済活動の正常化が進む一方で、物価高騰などの影響により生活保護世帯が増加傾向にあり、当初予算の扶助費に不足が生じるものでございます。主に医療扶助につきましては、高齢受給者をはじめとした外来及び入院治療で、がん、心疾患、脳血管疾患など、高額な治療費のかかる受給者が増加しており、医療扶助費を引き上げている要因と分析しています。当初予算額を9月末時点で既に約7割執行しております。以降も状況が継続することを見込みましての増額でございます。なお、財源は国庫補助金4分の3でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

生活保護等扶助に要する経費ね。今、医療費もかなり大きく占めていると思うんですが、これ、今回この医療扶助費が増えたのは、人数も増えたということなんでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

今年度の生活保護受給開始の世帯数でございますけれども、申請世帯数は20世帯、これは9月末時点でございます。

なお、10月、11月も増加傾向にありまして、10世帯開始になっております。そのうち、全体から廃止となっております世帯数、廃止の内容ですけれども、死亡等が主な要因ではございますが、13世帯廃止になっておりまして、相殺しますと、9月末でプラス7世帯が増加というような傾向になっております。

○佐藤文雄委員

その7世帯の中で、がんとか、そういう高額療養をしなきゃいけない人が多いということによろしいでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

新規で高額な医療費に要した方もいますし、あとは、もう既に過年度から生活保護を受給している方で、発症をした方も中にはいるような状況でございます。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、当初からかなり高額になっている方もいらっしゃるし、今度は新たに増えたという方もいらっしゃるということだと思っておりますが、新たに増えた高額の対象の人は何人というふうにかウントできるんですか。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後 3時41分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時42分]

○社会福祉課長（山口浩史君）

新たに今年度、傷病という申請で生活保護を開始した世帯につきましては5世帯で、もう既に生活保護を受給、過年度から受給されている方が、どちらかといいますと大きな高額な疾患を患いまして、年齢的なものもございまして、高齢者の方で、そういう3大疾病と言われる疾患のほうを発症している傾向が要因と考えております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○健康増進課長（田中英昭君）

議案第69号のうち、健康増進課所管分について説明申し上げます。

議案概要書は17ページの11番目、議案集は48ページをお願いいたします。

議案集一番下の段、3款1項6目後期高齢者医療事業、後期高齢者保険に要する経費です。後期高齢者対象の人間ドック補助金につきまして、当初260人を見込んでおりましたが、申込みが多く、本年度は326人を見込みますので、その不足分29万円を増額するものです。

続きまして、議案概要書18ページの19番目、議案集は50ページをお願いいたします。

中央の段、4款1項4目母子保健推進事業、養育医療給付に要する経費です。今回計上しました養育医療給付金41万6000円は、令和4年度分国庫負担金を返還するものです。この事業につきましては、例年、まず国から概算払いにて負担金が交付され、実績により交付金額が確定いたします。このため、毎年この時期に追加交付や返還が発生するものでございます。

続いて、議案概要書18ページの20番目、議案集はそのまま50ページをお願いします。

4款1項5目健康福祉等施設管理運営事業、保健センター管理に要する経費です。旧保健センター解体工事設計業務委託費として473万円を計上するものです。以前、文教厚生委員会にてご説明申し上げましたが、ウェルネスプラザ整備時の地方債借入れ条件として旧施設の整理統合が必須であるため、旧霞ヶ浦保健センターを他の用途に転用することができない場合には、令和7年5月までに除却しなければならないとされております。隣接する体育センターとの一体的な活用などの検討もいたしましたが、費用対効果が見込めないため、解体する方針となりました。

なお、事業が年度内で完了しないことが見込まれるため、議案集38ページのとおり、473万円の全額を繰越明許費として設定させていただき、その財源としては、議案集40ページのとおり、旧保健センター解体事業債として、限度額420万円の起債をお願いするものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、保健増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○子育て支援課長（関克明君）

子育て支援課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

議案概要書は17ページ、議案集は49ページをお願いいたします。

3款2項2目01児童措置事業、01児童扶養手当支給に要する経費、国庫負担金等超過交付金返還金221万6000円になります。令和4年度に実施した国庫補助金事業につきまして、実績報告により補助額が確定し、令和4年度中に交付を受けた国庫補助金が多いことから、差額の返還が生じたものでございます。内訳としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分において、事業費と事務費に係る交付金の差額でございます。

続いて、02児童手当支給に要する経費、国庫負担金等超過交付金返還金146万6000円になります。先ほどの内容と同様に、令和4年度中に交付を受けた国庫補助金が多いことから、差額の返還が生じたものでございます。内訳としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施された非課税である子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外分において、事業費と事務費、そのほか児童手当に係る交付金の差額となっております。

続きまして、4目01児童福祉施設維持管理事業、01民間保育所に要する経費、国庫補助金等返還金806万8000円になります。先ほどの内容と同様に、令和4年度中の国庫補助金等受入済額が多いことから、差額の返金が生じたものでございます。対象補助としましては、保育対策総合支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金に係る差額となっております。

続きまして、02認定こども園に要する経費、国庫補助金等返還金1万6000円になります。先ほどの内容と同様に、令和4年度中の国庫補助金の受入済額が多いことから、差額の返金が生じたものでございます。対象補助としましては、認定こども園施設利用に係る交付金の差額となっております。増額補正をお願いするものでございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

令和4年度の国からの補助金が確定したことによって、マイナスとなったということは、全体的に減少、子どもか家庭か分かりませんが、対象の児童ですかね。これが減ったと、結果的にということでしょうか。そこら辺、ちょっと教えていただけますか。

○子育て支援課長（関 克明君）

児童の減少というよりは、年度当初の令和4年の5月に補助金の交付申請があるのですが、そのときに、ある程度見込みということで数字を立てますので、その見込みの数字で補助金額が入金されます。その後、実績報告により金額が確定となりますので、そこで返還の金額が発生してくるというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

見込みの数字よりも減ったという結果ということによろしいですね。

○子育て支援課長（関克明君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これは数字的には分かりますか。

○子育て支援課長（関克明君）

給付金の部分につきましては、人数で申しますと、ひとり親世帯の部分が実績で445人分でございます。また、ひとり親世帯以外の部分につきましては、実績で351人分となっております。

○佐藤文雄委員

見込みの人数は。

○子育て支援課長（関 克明君）

最初の見込みから申しますと、ひとり親世帯の部分の見込みで当初473人分でございます。それから、ひとり親世帯以外の部分で355人分でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 かすみがうら市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

議案概要書11ページ、議案集が32、33ページになります。

補足説明はございません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号のうち、市民部の所管に関わる部分を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

それでは、初めに市民課長のほうからご説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○市民課長（小山久生君）

議案第69号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、市民課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案概要書は12ページ、議案集は44ページの2段目になります。お願いします。

歳入の15款2項1目1節総務費国庫補助金484万円は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入等により、住民票や戸籍の付票に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記のために直接的に必要な機能を整備する対象経費に対して国から交付を受ける補助金です。補助負担割合は、国から10分の10になります。

続きまして、議案概要書は13ページ、議案集は47ページの下段になります。

歳出の2款3項1目戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務に要する経費の12節委託料484万円は、歳入でもご説明した内容と同様、氏名等の振り仮名及びローマ字表記のために住基システム及び証明書コンビニ交付システムの一部改修に要する経費を計上するものです。なお、財源につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省）による国庫補助で、補助率は10分の10です。

続きまして、議案概要書は14ページ、議案集は50ページ下段から51ページ上段をお願いします。

5款1項1目勤労者福祉施設費の勤労者福祉施設管理運営事業のうち、勤労青少年ホーム管理に要する経費の12節委託料968万円は、勤労青少年ホーム及び稲吉児童館解体設計業務委託で、令和6年3月31日をもって閉館し、令和6年度に解体工事を実施予定の両施設の解体設計業務を委託するものです。

次に、5款1項1目勤労福祉施設費の勤労者福祉施設管理運営事業のうち、働く女性の家管理に要する経費の10節需用費のうち光熱水費55万8000円は、電気料金の値上げや、5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことによる施設利用者の増加により、不足が生じたため、増額補正するものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

住基システムの問題は、今、ナンバーというか、いろいろ問題があって、今回この分が追加になったように思われるんですが、それは振り仮名をつけるとか、いろいろありましたけれども、従来のシステムでは機能しないから、今回追加になったという理解でよろしいでしょうかね。

○市民課長（小山久生君）

今回の氏名の振り仮名やローマ字表記に関しましては、トラブル等の要因によるものではなく、国からの指導によりまして発生したものでございます。行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し、公証するため、住民基本台帳法等の一部改正により、追加補正するものです。

○佐藤文雄委員

何で振り仮名つけたりいろいろなことを今頃やるんでしょうか。それはやっぱりこれが必要だということ追加になったんじゃないでしょうか。

○市民課長（小山久生君）

委員がおっしゃるように、必要になったために追加補正するものです。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

それでは、地域コミュニティ課所管の一般会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案集は46、47ページ、タブレット端末では概要書は16ページとなります。

2款総務費、1項総務管理費、8目生活安全対策費、12節委託料、説明欄は01生活安全対策事業、0102地域安全対策に要する経費の349万6000円の減額につきましては、空家等対策計画策定業務委託、これが予算額が448万8000円のところ、契約金額178万2000円で、契約差金が270万6000円の減額となります。それと、空家等活用意向調査業務委託料、予算額200万円のところ、契約金額121万円、契約差金の減額79万円、この合計額の契約差金の分として減額させていただくものでございます。

続きまして、2款1項9目地域振興費の0103千代田公民館移転に要する経費で1752万7000円を計上させていただきました。これは千代田公民館と図書館分館の機能を旧志筑小学校へ移転するに当たり、今回学校施設から集会所へ用途変更することに伴いまして、消防法に基づく消防設備工事1520万2000円と

電話回線移設工事86万8000円、陶芸施設電気工事71万5000円等でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域コミュニティ課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

先ほどの生活安全対策事業で、空家対策の計画策定業務委託がこれだけ減額になった理由のところについて、もう少しちょっと説明していただけますか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

この減額につきましては、前回の計画の策定が5年前でございまして、その5年前は自前で計画を策定いたしました。

当初予算でこれだけ計上させていただいたのですけれども、今年度に入りまして内容を精査しまして、法律の改正の部分と、あと市の事業等、そういったものを盛り込んで、自前で一定程度文書を作りまして、その上でコンサルに文書の校正、精査ですね。それから、地図に空き家の場所をプロットするような、そういう図面の作成、そういったところの業務を委託したことによりまして、一定程度市のほうで自前で作成できるということになりましたので、これだけの減額幅となっております。

○設楽健夫委員

この空き家の件数だとか、そういうものとの量的な関係の中で、何か増減も発生しているんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

空き家の数につきましては、5年前と大きな差はございません。横ばいの状態です。

○櫻井健一委員長

ほかにご覧いませんか。

○来栖丈治委員

空家活用意向調査業務委託のほうで、先ほど契約差金79万円という説明だけだったので、当初の予定の金額をお聞かせください。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

こちら、空家活用意向調査業務委託につきましては、昨年度に空家等実態調査を実施しております。この実態調査で出た空き家に対しまして、所有者、管理者の分かっている空き家で、活用が可能な空き家に対して、活用の意向調査を今回行うものがございます。昨年度の委託をしました業者のほうと協議しまして、その基の昨年度のデータを活用しながら、こちらの活用意向調査業務ができるということでしたので、随意契約をしまして、効率的に実施したもので、減額したものでございます。

○櫻井健一委員長

続けてどうぞ。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

当初の金額は、予算の額と同じで200万円でございます。

○櫻井健一委員長

ほかにご覧いませんか。

○櫻井繁行委員

空家等対策計画の策定委託、これ、差金で349万6000円で、課長からご説明あったんですけれども、直近のその推進協議会の中でも、現在、空き家が494軒かすみがうら市内には点在していて、また新たな策

定計画をつくるに当たっては、かすみがうら市独自のこういった特色があるのかといった、そういったしっかり盛り込んでいただけるようなことを要望するような協議会でたしか意見があったと僕のほうでは認識しているんですけども、1つ何が言いたいかというと、差金が出て、今回自前でつくるところあっても、例えばその辺のところをしっかりと反映できるような策定計画つくっていただきたいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

櫻井委員のご指摘のとおり、こちらのほうでも自前で作成するといっても、そういったものをしっかりと盛り込んで策定してまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員

先日協議会、僕も出させていただいたんですけども、各委員さん、結構活発的な意見が多くて、たしか課長、体調不良か何かかもしれないけれども、そういった中で、非常に、空き家の問題、これはどこの自治体も同じような深刻な問題を抱えていると思うんですけども、そういった中で、どういふふうにかすみがうら市は民間活力をいかに導入するか。地域おこし協力隊の方々もいらっしゃいますし、そういったところ、この補正予算にはちょっと見えてこないところかもしれないけれども、やはり担当課としてしっかり捉えながら、制度設計も含めて、支援金等も含めて、しっかり取り組んでいただけるような施策になればいいと思いますので、その点、お話というか、要望させていただいて、課長の意見をお聞きして、終わりにしたいと思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

今のご発言、しっかり受け止めまして、承知いたしました。つくらせていただきます。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

先ほどの説明で、5年前と空き家の件数、大きな差はないという話が出ましたけれども。今の話ですと、直近の会議で空き家が494軒という話でしたね。これは途中の取組の経過の中で、相当、5年前といえますか、4年前、3年前、2年前というふうに集計はされているでしょうけれども、その中で誤差の精査だとか、そういう増減が発生して、どの辺を起点にして、この空き家の実態をどの辺をベースにしておくのかというか、精査の増減あったということなんですかね。どの辺をベースにしていこうとしているんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

空き家の数の精査につきましては、前回の計画策定前の調査と昨年度の実態調査の結果から見ますと、増減がないということなんですけど、これ、水道の閉栓データ、そういったものと、あとこちらに寄せられる空き家の情報、そういったものを集計して、実際に数字を割り出しているものですので、そういった点で、年度ごとに何軒かの増減はありますけれども、5年前と比べて、今の現状は494軒ということですので、5年前は五百数軒でしたので、大きな差がないというふうに申し上げました。

○設楽健夫委員

この空き家の実態調査は、今、水道の栓を閉めている、閉めてない、そういうものベースにしているというふうな話がありましたけれども、まず地域の実態調査とかそういうものは行われているわけではないんですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

閉栓のデータ、それとあと実際に現地も回りまして、確認も行っております。

○設楽健夫委員

地域おこし協力隊のほうも空家対策でも動いていますよね。だから、これ、精査の仕方といいますか、その実態を把握していくということについては、これは区長会だとか含めて、もう少しやっぱり精度を高めていくといいますか、真の実態を捉らまえていくということが大切になってきているというふうに思いますんで、これ、要望になりますけれども、その辺の工夫も含めて、進めていっていただきたいなというふうに思います。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

委員ご指摘のとおりでございます。区長会のほうとも連携しまして、そういった今後空き家に対する情報を集約しまして、こちら、集計のデータに反映させていくという形にしたいと考えております。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第69号 一般会計補正予算（第7号）のうち、国保年金課分の補正予算について説明させていただきます。

議案集48ページをお開きください。

約中央やや下に計上します3款民生費、1項6目医療福祉費、医療福祉に要する経費及び医療福祉に要する経費（市単独）についてです。

このところコロナ禍が明け、受診控えも落ち着き、医療機関の受診体制も通常に戻りつつある中、医療費が増加傾向にあります。また、季節外れのインフルエンザが流行しているなどを踏まえ、不足に至ることがないように、医療費総額で2290万円、手数料が67万円の補正を計上するものです。

目が変わりまして、7目国民健康保険費、国保特別会計繰出に要する経費につきましては、この後の議案70号に関連いたします特別会計に属する職員人件費及び事務費の繰出金の補正でございます。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって議案第69号に対する質疑が全て終結いたしました。

これより議案第69号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

議案概要書が8ページ、議案集が25ページから28ページになります。

補足説明はございません。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちょっとこれ、単体児出産の場合ですか、あと多胎児出産の場合というか、この中身がよく分からないので、具体的な事例が分かったら、事例で教えていただけませんか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

まず、軽減の対象ですが、国民健康保険税被保険者、令和5年度11月1日以降に出産予定の者になります。その被保険者ですが、こちら、単体児出産の者につきましては、軽減の期間が出産の予定日の属する月の前月から出産の翌々月までの期間、4か月相当を減額するものです。

続きまして、多胎児、多胎出産、双子以上です。こちらは、出産の予定日の属する月の3か月前から出産の翌々月までの期間の6か月間の減額になります。

○櫻井健一委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

国保年金課長のほうからご説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案概要書は20ページ、議案集57ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ542万7000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ43億4342万7000円にするものです。

議案集63ページをご覧ください。

歳出予算の補正になりますが、1款総務費、1項1目一般管理費に計上する職員等人件費について、総務課執行の内容となるものですが、人事院勧告の改正内容を踏まえた上で、本年度4月の人事異動に伴う人件費の不足額を追加で補正するものです。財源については、一般会計からの繰入れを行うものになっております。

科目が変わりまして、2項1目賦課徴収費になりますが、国民健康保険賦課システムに係る改修委託料154万円を計上をするものです。内容につきましては、議案第66号に関連いたしますが、産前産後期間における出産被保険者に係る保険税の軽減に係るシステムの改修費になります。財源につきましては、事務費として一般会計から繰入れを行うものです。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

賦課徴収の国民健康保険のシステムの改修委託費が一般財源なんですけど、これ見ますと、地方税法においてこれが改定されるわけですね。そういう意味では、国からのシステムに対する改修費用の負担が一部でもあるべきんじゃないかなというふうに思いますけれども、当初、補正額の前も124万3000円で、今度は154万円でしょう。随分高いですね。何かそういうところは、国の改定、地方税法の改定によって、どこでもやらなきゃいけないところだと思うんですが、こういうところはどういうふうに考えてたらいいいんでしょうかね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員ご指摘のとおり、こちらにつきましては、全ての団体において改正を行うものになりますが、財源につきましては、特別調整交付金で交付されることになっております。ただ、特別調整交付金につきましては、まだ確定額が出ておらず、こちらの内容につきましては、国保会計においての事業内容において増減いたしますので、金額を補正するわけにはいかず、後で財源振替を行うことと考えてございます。

○佐藤文雄委員

そういうところも説明してほしかったですね。交付税措置もされますよってね。

これは後で、次年度でしょうか。今年度ですか。今年度に、そういうことも併せて、この議案第66号のときに質問の際に話してもらえばよかったですよね。よろしく申し上げます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そのときに改めてご説明申し上げます。

○櫻井健一委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 4時24分]

○櫻井健一委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時25分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、令和5年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散 会 午後 4時26分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井 健一